

愛媛県立中央病院整備運営事業 基本協定書（案）本編に関する質問回答

平成19年10月5日から10月19日までに受付けた、「愛媛県立中央病院整備運営事業 基本協定書（案）本編」に関する質問への回答を整理して記述してあります。

No	ページ	条	項	号()	その他	質 問	回 答
001	001				落札者	落札者、つまり乙とは実施方針に記載される「応募者等を構成する法人」と同企業を指し、代表企業、マネジメント・サポート企業、設計・施工協力企業が該当するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
002	001	2	1	11		「それに係る質問回答書をいう」との記載がありますが、全ての質問回答書においても、「入札説明書等」に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等にかかる質問回答書は、入札説明書等に含まれます。
003	002	4				本条項における乙には、応募者協力企業を含めるべきでないと考えられ、第5条と同様に乙を「代表企業及び構成員」に変更すべきではないでしょうか。	原案のとおりとします。
004	003	5	2	5		「第一号の議決権保有比率」が維持される限り、株式等の発行の前後において議決権保有比率に変動があっても許容されるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
005	003	5	2	6		株主間契約については、第1号から第5号の内容が担保されている限り、県の承諾を得ることなく変更可能という理解でよろしいでしょうか。	第5条第2項第1号ないし第5号及び誓約書の内容が担保されている限り、株主間契約の変更について県の承諾は不要ですが、株主間契約が変更された場合は、変更後速やかに当該変更後の株主間契約の内容を記載した契約書の原本証明付の写しを県に提出する必要があります。
006	003	6	2			甲の要望を尊重するとありますが、要望における一定の制限などはないとのことでしょうか。	平成19年9月28日公表の「愛媛県立中央病院整備運営事業 基本協定書(案)に関する質問回答」質問No.015をご参照下さい。
007	003	6	3	2		基本協定書に関する質問回答No.17に記載の通り第6条第3項2号の提示条件の変更について、追加費用を求めないことを協定書内に明記して頂けないでしょうか？	提示条件の変更は、平成18年11月22日付け「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」に基づいて行われることが明記されていることから、原案のとおりとします。
008	003	6	3	3		逸脱提案に該当するか否かの決定期限は事業契約締結までと理解して宜しいでしょうか。	基本協定第6条は、事業契約の締結に関する協議の際に、本件提案が逸脱提案を含むか否かの決定を行うことを明記しただけであり、決定期限の終期を示したものではありません。事業契約締結後に逸脱提案の存在が判明した場合は、事業契約書第9条に従って処理されることとなります。 なお、逸脱提案を含むかどうかの確認は、できる限り事業契約の締結に関する協議の時点で行うことを想定しています。

No	ページ	条	項	号()	その他	質 問	回 答
009	004	6	6			増加費用の前に「合理的な」を追記いた けないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、第6条第6項を以下の とおり修正します。 「…乙が合理的な範囲で当該増加費用 又は損害を負担しなければならない。」
010	004	6	8			当条文は本事業に対してのみという 点は、9月28日公表の質疑回答 (No.23～26)、及び、10月5日 の説明会にてご説明頂きましたが、 当条文からではその意図が読み取 り辛いと思慮致します。相互の認 識の一致を図る為、「事業契約に 関し、」を「本事業契約に関し、 」という文言に変更頂けないでし ょうか。	原案のとおりとします。 なお、第2条(7)をご参照下さい。
011	005	9	1			基本協定書締結段階で本事業に関 する全ての業務についての受託者 を特定することは難しい場合も充 分に考えられると思いますが、別 紙3に記載されているとおり、代 表企業・構成員・応募者協力企 業の名称及びこれらの者が実施す る業務についての規定と考えてよ ろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。平成19年9 月28日公表の「愛媛県立中央病 院整備運営事業基本協定書(案)に 関する質問回答」質問No.031を ご参照下さい。 なお、内容の明確化のため、第9 条を以下のとおり修正します。 「乙は、SPCをして、本事業に関 する各業務のうち乙が担当する業 務を、…(以下同じ。)」
012	005	9	1			「受託者等」とは、代表企業・構 成員・応募者協力企業を指す、と の理解でよろしいでしょうか？	(質問No.011参照)
013	005	11				「連帯して」とありますが、本条に 規定される違約金を連帯責任で負 うことは不可能です。「連帯して」 を削除していただきますよう、お 願いいたします。	ご意見を踏まえ、基本協定書第11 条を以下のとおり変更します。 「事業契約締結後において、事業 契約に関し、第6条第8項各号の いずれかの事由が生じた場合、甲 が事業契約を解除するか否かにか かわらず、乙のうち同条同項各号 該当性に対し帰責性を有する者は 連帯して、本事業に係る施設整備 業務費相当額の100分の20に相 当する額の違約金を甲に支払う。」
014	005	11				不正行為に対して厳しい処分が行 われるべきことは十分に理解しま すが、それは、行政処分・刑事罰 等、法令に基づいて行われるもの ではないでしょうか？本条文は、法 令に基づく処分とは別に規定する ものであり、違約金額が大きくな りすぎると思われますので、本条 文の削除、または想定される違約 金額の減額をお願いしたいので すが、いかがでしょうか？	原案のとおりとします。 なお、違約金額の設定は、全国知 事会における指針等を踏まえ設定 されたものであること、また、違 約金算定の基礎となる額は、施設 整備業務費相当額に限定している ことなどをご理解いただきたいと 考えております。 (関連質問No.016参照)

No	ページ	条	項	号()	その他	質 問	回 答
015	005	11				<p>事業契約第6条第8項各号のいずれかに該当する場合、乙は連帯して施設整備業務費相当額の100分の20に相当する額(およそ50億円)の違約金を支払うこととなります。</p> <p>乙のうち対象となる企業は、SPCに対して出資して責任主体となる構成員に限定して頂けませんでしょうか。出資も行わず、SPCに対して責任のない立場の応募者協力企業が対象となると、連帯責任のリスクから、構成員も参加出来ない可能性が高くなります。</p> <p>なお、これほどまでに大きな違約金となると、企業は倒産しますので、事業者内部での誓約書などは意味を持たなくなります。</p>	(質問No.013、014、016参照) 応募者協力企業も入札に参加して落札者となった者の一員であることから本条の対象にしていることをご理解ください。
016	005	11			違約金	<p>本条項に対する貴県の考え方については、10月5日の説明会にて「違約金を取る為の条項ではなく、不正行為を無くすための条項である」とのご説明を頂きましたが、第6条第8項に該当する不正行為に対しては、当該企業は行政処分・刑事罰等、法令に基づいて処罰、罰金及び社会的制裁を受けますので本条項は不要と考えます。また本条項は以下①～③の問題を内包しており参画判断において大きなハードルとなりますので、本条項の削除をご検討できませんでしょうか。</p> <p>①連帯責任リスクは応募者間の協定書等ではヘッジできない為、コントロールできないリスクを負担することとなる。</p> <p>②回数制限がなく、無限リスクを負担することとなる。</p> <p>③金額が過大である。</p>	<p>本違約金条項の趣旨・目的は、第一義的には不正行為の抑止であります。これに加え、談合等の不正行為によって県に生じる損害を確実に回復するための手段の一つでもあります。また、このような違約金条項を設けることは、国、地方公共団体を通じて一般的なものとなっておりますとともに、平成19年6月26日に出された政府の「独占禁止法基本問題懇談会報告書」においても、「違反行為の抑止のためには、抑止につながる様々な法執行手段があることが効果的であり、これらの手段がそれぞれの機能を発揮することが期待される。個々の措置等はそれぞれ趣旨・目的が異なっており、違反金と民事上の損害賠償金との調整を制度上図る必要はない。」との見解が示されています。本違約金条項の必要性をご理解ください。</p> <p>また、ご指摘の②に関しては、本件入札手続きに関して行われた同一の事実につき、公正取引委員会の処分が複数行われることや刑事裁判が複数行われることはないと考えられますが、同一の事実につき公正取引委員会の処分と刑事裁判が重ねて行われることはあり得ると考えますので、後者のような場合でも同一の事実についての違約金は1回のみ支払うことを明確にするため、第11条に次のとおり第2項を追加します。「2 同一の事実につき第6条第8項の複数の号に該当した場合でも、乙は、前項に規定する違約金を重ねて支払うことはない。」</p> <p>ご指摘の①については、質問No.013を、③については、質問No.014をそれぞれご参照下さい。</p>
017	005	13		4		「裁判所」を「裁判所その他公的機関」としていただけないでしょうか。	<p>原案のとおりとします。</p> <p>公的機関の範囲を明確に定義づけることは困難なため、必要な場合には、その都度条文にあるとおり、相手方の書面による事前の同意を求めることとします。</p>